



就学援助、「審査要件の緩和を検討する」と答弁

就学援助は、憲法第26条が定める「義務教育は、これを無償とする」という原則に基づいて、小中学校に通学する児童生徒の経済的に困難な保護者に対し、学用品や学校給食費、修学旅行などについて援助する制度です。



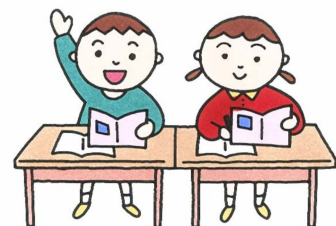
市川市の認定率約8%
毎年、文科省が都道府県別の就学援助の実施状況調査を公表。東京都の認定率約20%に対し、千葉県は平均8%、市川市も同じです。東京都大田区では希望の有無にかかわらず全員から書類を提出させています。

6月市議会的一般質問で、私、金子は、就学援助制度の拡充、聴覚障がい者への支援を求め質問。その要旨を紹介します。

世帯構成	持家	借家
母、子(小1)	約271万円	約379万円
父、母、子(小1) 子(4歳)	約392万円	約490万円
父、母、子(中1) 子(小4)	約431万円	約531万円

※世帯給与収入の場合の目安(市川市)

「丁寧に説明し、援助率を高める」
【金子】7人に一人の子どもが貧困状態である。就学援助が20%になつて当然と考える。東京都に近づけるために何が必要か。



ています。

【学校教育部長】今後、丁寧な説明を続けていく。学校との連携、保護者会でも「お知らせ文書」の配付や、ホームページも充実させ援助率を高めていく。

「先進市を参考に区別を見直す」

【金子】審査要件に持家と、借家の区別がある。持家でも住宅ローンの支払いで余力がない人もいる。要件を緩和できないか。

【学校教育部長】審査要件の区別を設定してない自治体もあることから、今後は、先進市を参考に本市の状況に適した方策を検討していく。

【金子】子どもの貧困対策として、思い切った対策を取る必要があるのではないか。

【村越市長】本市としてもしっかりと取り組んでいく。

「聴覚障がい者への支援を検討する」

補聴器の補助金は、浦安市は3万5千円、船橋市は非課税世帯に対し、2万円を上限として補助しています。

【福祉部長】「難聴」は、認知症9つの危険因子の一つに起因しており、認知症予防対策という観点から、高齢の聴覚障がい者への支援を検討していく。

できないか。

